# ID:　150

## 担当部署:　住民課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 葬祭費の支給 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町国民健康保険条例　第6条第1項 |
| **例規番号** | 平成17年条例第109号 |
| 【根拠条文】(葬祭費)第6条　被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する。2　前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。【基準】根拠条文に同じ。 |
| **標準処理期間** | 30日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |